

(仮称)三郷市自治基本条例づくり市民ワークショップ
グループワークの記録

平成20年7月29日(火)午後6時30分～9時 @保健センター分室第一会議室

< 第1グループ >

1. 市民・住民

【市民とは】

- ・ 住所がある者、通勤者、通学者、事業者。
- ・ 住所を有する者、納税者。
- ・ 住所を有する者。
- ・ 市内の生活者全員。
- ・ 生活者、そこに住んでいる人。
- ・ ゴミ捨て場は町会が町会員の為に申請している。負担の適正化の観点からは、町会に入っている者と入っていない者との区別が必要。例えば、入会者はゴミ無料、未入会者は有料など。

【市民の役割】

- ・ 同じ地域に住んでいるので住民と市が助け合うことが必要だ。

2. 議会

【議会とは】

- ・ 議員は、視察にまわらないと分からない人はならないでほしい。個人で勉強すべき。視察など、習わしに近いムダなものに税を使わないでほしい。
- ・ 選ばれた人が選んだ人のニーズを満たしていない。ミスマッチがある。それが評価につながっている。

【議会の役割等】

- ・ 議会活動の活性化が必要。政策提言や一般の質問を全くしない議員がいる。
- ・ 議会の活動は住んでいる人に見えにくい。費用に見合った働きをしてほしい。
- ・ 力関係で決まるのではなく、適正な順番で透明性を持ったものであってほしい。

3. 市長・市行政

【役割】

- ・ 営利ではなく、市民の幸せを求めるのが大事。
- ・ 公的なオンブズマン制度でなく、市民が直接監視するような制度を。

4. 参加・協働

- ・ どこまで参加し、どのようにともに活動していくのか。
- ・ 市民に知らしめる手段は？ 広報を見てない人もいる。
- ・ マイノリティの方も参加してしかるべき。
- ・ 決まる前に意見を言いたい。決まったものが下りてくるのは嫌。意見をすくい上げる、反映するシステムをつくっていかねば。

5. コミュニティ

【地域とコミュニティ】

- ・ コミュニティとのコミュニケーションはライフステージによって異なる。変わってくるもの。子育てや職業でも変わるし、高齢期や学生でも変わってくる。関わり方に工夫が必要。
- ・ エリアで捉えるのがコミュニティだ。最近はソーシャルネットワークと言って、目に見えないコミュニティもある。しぼるのではなく、オープンな形でのコミュニティに可能性があるのではないか。
- ・ エリア型コミュニティを活かしていく。何かやるにしても地域がついてこなければ意味がない。定年者が戻ってきているので期待できるのではないか。
- ・ コミュニティをまとめるには集まる場所をつくってほしい。

【町会・自治会】

- ・ 町会に参加と協働を押しつけている。際限なく来るので、そういったものを受け入れるルール、枠を条文のなかに盛り込んだらいいのでは。
- ・ 町会に若い人がいない。
- ・ 清掃活動などもあるが、受動的だ。

6. その他

【まちづくりの方向性】

- ・ 我がまちの目指している方向がよく見えない。
- ・ 環境を項目にいれてほしい。住環境、生活環境を改善してほしい。
- ・ 環境整備の方向性を決めてほしい。便利なまちにしていくのか、水と緑のまちにしていくのか、方向性をはっきりと。

【条例の分かりやすさ】

- ・ 条文は中学生が分からないといけない。
- ・ しかし、誰にでも分かる条文というのは無理だ。

< 第2グループ >

1. 自治基本条例の見直し

- ・ 条例制定後も、市民による検証・見直しがなされ、発展し続ける条例であって欲しい。
- ・ 自治基本条例は、何年毎かに見直すこととする。

2. 市民・住民

【市民像】

- ・ 三郷市民の望ましい姿として「市民自らが出来ることは自らがする」ということを条例に盛り込むのがよい。

【市民とは】

- ・ 住所を有している者と通勤通学者。
- ・ 住所を有している者に限定するのが良い。住所を持たない人は無関心にならざるを得ない。
- ・ 住所を有している者、通勤通学者、活動している者(事業者も含む)を対象とするのが良い。市内で活動している人も、長い眼で見ると、市民として受け入れる意味がある。

【市民の権利】

- ・ 市民は安全・安心で幸福で豊かな人生が送れる環境の中に暮らす権利がある。そうした環境をつくることを条例に盛り込む。市民の希望でもある。
- ・ 市民には、生命・財産の安全が守られる権利がある。

【市民の役割、責任】

- ・ 市民の役割、市民相互の連携、市民相互の意見の尊重、市民自らの発言に対する責任などが市民の項目の中で具体的に触れられるべきものである。
- ・ 市民、住民の位置付け、責任を盛り込むのは重要であるが、しかし、責任とは何かはまだ不明である。
- ・ 自治基本条例で市民の役割を盛り込むことは重要である。
- ・ 市民の責任や役割に、参加・協働を入れる必要がある。

3. 議会

【議員の責務と評価】

- ・ 議会における議員の評価が必要だ。
- ・ 議員の責任を明記すべき。

【議会の役割と透明性】

- ・ 議会は、客観的に三郷市の発展の為に議論し決定していく場である。
- ・ 議会での意志決定過程を透明にする。
- ・ 議会の各種の委員会での決定過程の一層の透明化が必要である。
- ・ 議員の議会での活動や発言は広報等で公表されているが、いまいち市民の目には見え難い部分がある。もっと市民の目にも見えやすいようにする。

【市民の議会への参加】

- ・ 議会便りもあるし、議会傍聴も出来るようになってはいるが傍聴者は少ない。市民の側の議会に対する意識の問題もある。

4. 市長・行政

【市長の役割】

- ・ 市長は、三郷市の未来図をしっかりと示して市政を進める必要がある。

【市政の透明性・説明責任】

- ・ 市長や市職員の仕事の内容を透明にする。税金の無駄遣いが不安である。
- ・ 市長や行政が決めたことは、なぜそうなったかの決定過程を一層明示されるようにする。

【行政組織】

- ・ 行政は縦割りであり、横の連携が取りにくい形態になっている。市の組織を横の連携も取りやすいようにする。

【行政への苦情対応】

- ・ 市役所内に苦情対応の係はあるようだが、行政の身内が対応するのではなく、市民の中から市民オンブズマン的な機関をつくり、そこで苦情を受け付けるようにする。
- ・ 市民の参加によるオンブズマン制度を検討すべきである。

【行政評価】

- ・ 市政のチェック機能を強化すべきである。業績に対する評価や監査を強化し、監査機関に市民を入れる。
- ・ 例えば、三郷のまちは汚いと多くの市民は思っているが、行政は一生懸命にやっている、と言う。しかし、結果が出ていないのが現実である。行政評価をもっとシビアにするべきである。

5. 参加・協働

【参加、協働の機会、仕組みの拡充等】

- ・ 三郷市の自治基本条例は、「参加・協働」を基本とした条例としたい。協働のまちづ

くりをすすめるのは、自治の基本である。

- ・ 市政に市民が参加する機会をもっと拡充する必要がある。
- ・ 市民の中には、ボランティア活動に参加したいと思っている人は多くいる。また、市に協力したいと思っている人も沢山いる。こうした人たちを、いかに組織的に活用していくか、その仕組みを作っていく必要がある。
- ・ 参加や協働は、地域の中で育てていくものである。
- ・ 住民参加の機会を多くし、市民の関心を高める。
- ・ 委員会や審議会の委員の任期を限定する。再任の制限を設ける。

【小・中・高校生の参加】

- ・ 小学生、中学生、高校生の参加を進める。

【市民投票】

- ・ 参加の手法として市民投票を盛込む。

6. コミュニティ

- ・ 三郷市の自治基本条例は、参加と協働に並び、コミュニティを中心とした条例にしたい。

【学校を中心としたコミュニティ】

- ・ 学校を中心とした市民のコミュニティを形成する。
- ・ 学校をコミュニティにして、市民が参画して学校運営を市民が行う。
- ・ 小学校区をコミュニティの範囲として捉え、小学校区を中心としたまちづくりをすすめる。

【コミュニティ活動の支援】

- ・ 条例に、コミュニティ活動を尊重し、支援体制を強力に進めるということを盛込む。

【町会・自治会】

- ・ 行政は、自治会の役割をもっと明確にして対応すべきである。

7. その他

【まちづくりの方向性】

- ・ 自治基本条例の主要項目として、「1.市民・住民」、「2.議会」、「3.市長・行政」、「4.参加・協働」、「5.コミュニティ」の他に、「環境」「防犯防災のまちづくり」「教育力向上」「地産地消の農業と連携した三郷の将来像」等を主要綱目として掲げたい。

【自治基本条例の分かりやすさ】

- ・ 小学生が読んでも判る自治基本条例であって欲しい。

< 第3グループ >

1. 条例の見直し

- ・ 見直し規定を明記すべき。

2. 市民・住民

【市民とは】

- ・ 市内に居住するもの、市内に通勤又は通学するもの、又は、市内で活動するもの。
- ・ 住所を有するもの、居住者、通勤・通学者。事業活動が市民生活に影響を及ぼすことから、事業者も含める。
- ・ 市内に居住するもの、もしくは、市内に通勤又は通学するもの。

- ・ 三郷市市民パブリックコメント手続条例に定める範囲とする。
- ・ 住所を有するもの、活動しているもの（活動しているものには税負担が生じる）。
- ・ 住所を有するもの（自然人、法人） 通勤、通学、活動するもの。ただし、通勤、通学、活動するものにはなんらかの条件を付すか。

【市民の役割】

- ・ 市民の権利と責務について明文化する。

3. 議会

【議会とは】

- ・ 全権委任ではない。新規の事案については住民投票を求めたい。
- ・ 議会は法律に基づくものであるが、市民のための議員の責務について記載する。

【議会の役割等】

- ・ 審議過程の公開を。
- ・ 積極的に市民の意見を聴く機会を設ける。
- ・ 議員は「市民のため」という感覚を持つ。
- ・ 議会の条文中に入れるか判断できないので除き、議会は別途、議会の自主性にまかせる。

4. 市長・市行政

【市町の責務】

- ・ ニセコ町のように、市長が就任時に宣誓する。
- ・ 市長は持てる知識を十分に発揮し、市民と連携して、活躍すること。

【執行機関】

- ・ 市民のための行政。
- ・ 自己責任の行政推進。施策運営でうまくいかないことを国のせいにはしない。
- ・ 市の基本計画に基づき、公正・誠実に市政を行う。

【情報の共有】

- ・ 行政情報の積極的な公開。広報・広聴の充実。
- ・ 個人や裁判などの将来不利益が生じる恐れのあるものを除き、市長・行政は情報の公開（公示）に勤め、市民と共有する。
- ・ 市は、市民に言葉で語りかける情報提供をする。
- ・ 複数の情報公開を行う。

【説明責任】

- ・ 説明責任がある。
- ・ 市長は毎年市政運営の方針を説明し、実施の結果を市民に明確に説明・公表すること。

【応答責任】

- ・ 市民意見を迅速に把握し、対応する仕組みをつくる。

【行政評価】

- ・ 行政評価に第三者の評価を入れる。
- ・ 常設的な監察は必要か。

【総合計画】

- ・ 総合計画の策定について規定する。策定の仕方についても規定する。

【執行機関】

- ・ 市の行政組織は、市長の基本方針を忠実に実行する。

【組織・人事】

- ・ 先見性のある職員の要請を行う。2～3年度部署が変わると、専門家が育たない。
- ・ 職員のレベル向上。

- ・ 職員のなかに専門家を育てる。
- ・ 職員は市民に語りかける力量をもつ。

【オンブズマン制度】

- ・ オンブズマン制度より苦情・不服等に対する解決システムのほうが良い。

5. 参加・協働

- ・ 市民の地域への関心は低下しているように感じる。
- ・ 協働のまちづくりに生徒・児童を参加させる。学校を卒業すると就職を機に三郷市から出て行くので、子どものころからまちづくりに参加させ、地域に興味や愛着を持たせる。

6. コミュニティ

【コミュニティとは：地域を基盤に】

- ・ 地域における人と人のつながり、及び、活動を行う組織のつながり。
- ・ 自らの権利と責任を果たすため、責任を明確にするため、基本的には地域を考える。
- ・ 地域（エリア）コミュニティを基本とし、権限と責務の強化。
- ・ コミュニティについては基本的なことを記し、個別に規則をつくってはどうか。

【地縁以外のコミュニティもある】

- ・ 地域だけでなく、テーマコミュニティまで含めて考える。
- ・ 地域の関心、住民同士のつながりは弱さが目立つ。
- ・ 地域コミュニティと学校を中心にしたコミュニティの関連を明確にする。

【コミュニティへの支援】

- ・ 細分化された組織の活動について、市のバックアップを必要とする。

【都市内分権】

- ・ 都市内分権目指すコミュニティ像は時期が早すぎる。

7. 前文

- ・ 三郷市の歴史、特殊性、急速な住民の変化（旧住民と新住民との問題）、環境の変化、環境問題等、次世代にむけた内容を。

8. その他

【危機管理】

- ・ 地震・風水害等はいつ発生するかわからないので、自助・共助・公助の役割と訓練を行い非常時に対応できるような規定を。

【住民投票制度】

- ・ ぜひ規定したい。

【広域行政】

- ・ ごみ等、行政の効率化のため、可能な限り近くの市町と協力して共同で対応する。

【条例検討の進め方】

- ・ 自治基本条例がなかったら、市政は破綻してしまうわけではないと思う。分かりやすく必要性について議論しないと、市民のものにならない。
- ・ 条例制定を急がないこと。十分検討を要するものとする。
- ・ 先進市町村の条例を項目ごとに分類整理し、それを資料にして、市民が項目ごとに議論するなどの方法をとってもらいたい。

【規定の具体性】

- ・ 基本的なことのみを示し、細かいことを書き込まず内容をガチガチにしない。運用が

しやすいような内容にしないと、時代の動きに合わず、使い物にならないものになる。